平成２２年（フ）第１６８号
宮城県石巻市湊字立石77番地３
債務者　阿部　宝照
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
宮城県東松島市赤井字川前一12番地10　第二コーポ赤井106、前住所宮城県東松島市矢本字鹿石前135番地３　雇用促進住宅矢本宿舎２号棟503号室
債務者　小野寺二三子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第５７３号
秋田市山王新町３番12号　ラポールながとⅡ205号室、住民票上の住所秋田県潟上市天王字上北野26番地２
債務者　入江　順子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４９号
福島市北沢又字稲荷前２番地　市住７―11
債務者　本間　　豊
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２９４号
茨城県古河市尾崎3850番地10
債務者　西岡　敏治
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２９５号
茨城県古河市尾崎3850番地10
債務者　西岡　綾子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３３１号
茨城県下妻市鎌庭2795番地　レフィナードＡ102、前住所茨城県下妻市皆葉1666番地
債務者　坂本　宏美
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３７０号
茨城県常総市新石下329番地
債務者　相川　一成
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１２２５号
千葉県八千代市村上南２丁目３番地23　オルデン203号
債務者　宮下　典子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５７号
千葉県船橋市大穴北２丁目22番35号　スイートとまと二番館102号
債務者　高橋　和孝
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５８号
千葉県船橋市大穴北２丁目22番35号　スイートとまと二番館102号
債務者　高橋　正美
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３９８号
千葉市稲毛区園生町58番地１　ＤＵＯⅡ―105号
債務者　太田　　豊
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４０１号
千葉県習志野市本大久保５丁目９番13―408号
債務者　南　　貞娥
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４４０号
千葉県市川市行徳駅前１丁目６番15―201号大島ハイム
債務者　石倉　幸雄
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４６８号
千葉県市原市今津朝山19番地１
債務者　宮野　和枝
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８８号
富山県砺波市柳瀬634番地
債務者　釣　ふさ子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５２２号
石川県かほく市遠塚イ124番甲地
債務者　中村　良充
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
金沢地方裁判所